

提出先は、許可申請を行った（貴社を所管している）県民局環境課です。

平成13年3月以前に許可を受けた事業者のうち、表1に掲げる所管区域以外に本店又は支店がある事業者は、封筒宛名下に表記している県民局環境課へ提出して下さい。

（表1）県民局の所管区域

所管県民局	所 管 区 域
阪神南	芦屋市
阪神北	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
東播磨	明石市 加古川市 高砂市 加古郡
北播磨	西脇市 三木市 小野市 加西市 美嚙郡 加東郡 多可郡
中播磨	飾磨郡 神崎郡
西播磨	相生市 龍野市 赤穂市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡 宍粟郡
但馬	豊岡市 養父市 城崎郡 出石郡 美方郡 朝来郡
丹波	篠山市 氷上郡
淡路	洲本市 津名郡 三原郡

（表2）報告書提出先

阪神南	〒 660-8588 尼崎市東難波町5-21-8	06-6481-7641
阪神北	〒 665-8567 宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3101
東播磨	〒 675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	0794-21-1101
北播磨	〒 673-1431 加東郡社町社字西柿1075-2	0795-42-5111
中播磨	〒 670-0947 姫路市北条1-98	0792-81-3001
西播磨	〒 678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	0791-58-2100
但馬	〒 668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-23-1001
丹波	〒 669-3309 氷上郡柏原町柏原688	0795-72-0500
淡路	〒 656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-22-3541
<p>（お問い合わせ先） 兵庫県健康生活部環境局環境整備課 廃棄物規制係 〒 650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711 内線 3354, 3355</p>		

廃棄物の換算表

単位：t/m³

種 類	換 算 比 重	種 類	換 算 比 重
燃え殻	1 . 1 4	ゴムくず	0 . 5 2
汚泥	1 . 1 0	金属くず	1 . 1 3
廃油	0 . 9 0	ガラス及び陶磁器くず	1 . 2 0
廃酸	1 . 2 5	鋳さい	1 . 6 0
廃アルカリ	1 . 1 3	がれき類(建設廃材)	1 . 4 8
廃プラスチック類	0 . 3 5	動物のふん尿	1 . 0 0
紙くず	0 . 1 7	動物の死体	1 . 0 0
木くず	0 . 5 5	ばいじん(ダスト類)	1 . 2 6
繊維くず	0 . 1 2	政令2条13号廃棄物	1 . 4 8
動植物性残渣	0 . 8 0	感染性廃棄物	0.3 kg/ℓ

[重量換算の仕方]

取扱量が容積 (m³) でしか分からない場合、次の式により重量 (t) 換算して下さい。
 廃棄物取扱重量 (t) = 廃棄物取扱容積 (m³) × 換算比重

換算比重が分からない場合は、上記の換算表の値を用いて、重量換算して下さい。

[例 1]

ドラム缶入りの廃酸を 200本運搬した場合の廃棄物取扱重量は、
 (ドラム缶1本の容積を 200ℓ とする。)

200 ℓ × 200 本 = 40,000 ℓ
 1,000 ℓ が 1 m³ ですので、40,000ℓ は40m³ です。
 廃酸の換算比重は、1.25です。

したがって、求める廃棄物取扱重量は、
 40m³ × 1.25 = 50 t となります。

[例 2]

感染性廃棄物を内容積30ℓのバイオハザードマーク付きの容器で 100個分運搬した場合の重量は

30 ℓ × 0.3kg/ℓ × 100個 = 900kg = 0.9 t となります。

「所在地・処分地コード」

01 北海道	103 川越市	61 岐阜市	71 尼崎市	39 高知県
50 旭川市	12 千葉県	22 静岡県	99 西宮市	92 高知市
51 札幌市	55 千葉市	62 静岡市	29 奈良県	40 福岡県
52 小樽市	104 船橋市	63 浜松市	102 奈良市	75 下関市
53 函館市	13 東京都	23 愛知県	30 和歌山県	76 北九州市
02 青森県	14 神奈川県	64 名古屋市	72 和歌山市	77 福岡市
03 岩手県	56 横浜市	90 豊田市	31 鳥取県	78 大牟田市
04 宮城県	57 川崎市	96 豊橋市	32 島根県	41 佐賀県
54 仙台市	58 横須賀市	105 岡崎市	33 岡山県	42 長崎県
05 秋田県	98 相模原市	24 三重県	83 岡山市	79 長崎市
86 秋田市	15 新潟県	25 滋賀県	100 倉敷市	80 佐世保市
06 山形県	59 新潟市	26 京都府	34 広島県	43 熊本県
07 福島県	16 富山県	65 京都市	73 広島市	81 熊本市
87 郡山市	85 富山市	27 大阪府	74 呉市	44 大分県
94 いわき市	17 石川県	66 大阪市	91 福山市	88 大分市
08 茨城県	60 金沢市	67 堺市	35 山口県	45 宮崎県
09 栃木県	18 福井県	68 東大阪市	36 徳島県	93 宮崎市
84 宇都宮市	19 山梨県	106 高槻市	37 香川県	46 鹿児島県
10 群馬県	20 長野県	28 兵庫県	97 高松市	82 鹿児島市
11 埼玉県	95 長野市	69 神戸市	38 愛媛県	47 沖縄県
101 さいたま市	21 岐阜県	70 姫路市	89 松山市	

「処分方法コード」

11 肥料に再利用	31 焼却	40 保管	51 遮断型埋立
12 飼料に再利用	32 脱水	41 売却	52 安定型埋立
13 金属類の回収	33 乾燥	42 放流	53 管理型埋立
14 再生路盤材等	34 破碎		54 海洋投入
15 燃料に再利用	35 圧縮		
16 溶剤等の回収	36 中和		
17 塩化鉄の製造	37 油水分離		
18 原材料に再利用	38 コンクリート固形化		
30 その他再利用	50 その他中間処理		

「廃棄物コード」

01 燃え殻	11 ゴムくず	20 感染性産業廃棄物
02 汚泥	12 金属くず	21 廃石綿類
03 廃油	13 ガラスくず及び陶磁器くず	22 廃PCB
04 廃酸	14 鋳さい	
05 廃アルカリ	15 がれき類	
06 廃プラスチック類	16 動物の糞尿	
07 紙くず	17 動物の死体	
08 木くず	18 ばいじん(ダスト類)	
09 繊維くず	19 13号廃棄物	
10 動植物性残渣	24 動物系固形不要物	